

別記様式（第4条関係）

会 議 録

議 題	令和8年度 第1回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会		
日 時	令和8年7月30日（木） 午後1時30分～午後3時00分	場 所	大垣市役所8階 大会議室
		事務局	社会福祉課
出席者 (欠席者)	【策定・評価委員】※敬称略 [出席委員(20名)] 後藤 康文、山田 武司、石丸 明美、山田 貴史、加藤 悟司、坂口 基博、堀 和英、早崎 広俊、西 夏樹、山田 明子、國枝 芳則、加藤 左緒理、小島 裕則、高木 佐知子、石井 久美子、溝口 隆司、本多 岳明、竹中 哲夫、山崎 幸輝、水谷 あい子 [欠席委員(2名)] 岡本 敏美、小里 里美 【事務局、関係所属】 (健康福祉部) 大澤部長 (社会福祉課) 杉崎課長、古田課長（重層的支援担当）、奥村課長（保護担当）、市原主幹、小川主幹 (まちづくり推進課) 衣斐課長、(市民活動推進課) 古山課長、 (危機管理課) 國枝課長、(障がい福祉課) 富永課長、(高齢福祉課) 飯沼課長、 (保健センター) 川崎所長 (子育て支援課) 宮内課長、高嶋課長（こども家庭センター担当）、 (キッズピアおおがき子育て支援センター・児童館) 水野所長 (大垣市社会福祉協議会) 岸本事務局次長兼地域支援課長、小倉地域支援課長補佐		
傍聴者数	1名	記録方式	要約
<社会福祉課長> 定刻となりましたので、ただいまから「令和8年度 第1回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」を開催させていただきます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、大垣市社会福祉課長の杉崎と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、はじめに、大垣市健康福祉部長の大澤がご挨拶を申し上げます。 <健康福祉部長> (あいさつ)			

< 社会福祉課長 >

議事に入ります前に、委員の皆様の本日の出席状況についてご報告させていただきます。委員定数22人のうち、本日の出席委員は20人でございます。したがって、大垣市附属機関設置条例第6条第2項の規定による過半数の委員の出席要件を満たしておりますので、本日の委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、今回から新たに5名の方に委員としてご就任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。なお、時間の都合上、お名前のみのご紹介とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

大垣市介護サービス事業者連絡会副会長 石丸明美様でございます。

大垣市PTA連合会校外指導委員長 坂口基博様でございます。

大垣市民生・児童委員協議会監事 加藤左緒理様でございます。

大垣市青年のつどい協議会会長 小島裕則様でございます。

大垣商工会議所専務理事 竹中哲夫様でございます。

その他の委員の皆様につきましては、お手元に配付しております委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、大垣市附属機関設置条例第6条第1項の規定に基づき、後藤委員長にご挨拶のあと、議事進行をお願いしたいと存じます。

< 委員長 >

(あいさつ)

議事に入る前に、本日、傍聴者の方がいらっしゃいますので、委員の皆様におかれましてはご承知おきください。

それでは、次第に沿って議事に入らせていただきます。まず、議事の(1)「大垣市第五次地域福祉計画 令和7年度事業実績」について審議いたします。説明を事務局からお願いいたします。

<事務局>

(資料に基づき説明)

<委員長>

本日の委員会の開催に先立ち、委員の皆様にご質問・ご意見シートがお配りされております。事前にシートを提出いただいている方がいらっしゃると聞いておりますので、まず、そちらについて事務局から紹介いただき、その次に皆様からのご質問・ご意見を受けたいと考えております。では、事務局の方からご紹介、説明をお願いいたします。

<社会福祉課長>

令和7年度事業実績についてのご質問について、担当課から順に回答させていただきます。

まず、資料No.2の8ページ、事業No.23についてでございます。質問ですが、「社会福祉協議会人件費補助、地域福祉部門、この委員会で人件費が記載されることはないが、この人件費は大垣市または市社協から支出されるものか、いずれでしょう。この委員会で検討される課題でしょうか。どのような成果を求めるものか説明ください。」というご質問でございます。

この質問には、社会福祉課から回答させていただきます。

当該人件費につきましては、大垣市が社会福祉協議会に対し補助金として交付しているものです。これは、ボランティア市民活動支援センターにおいて、ボランティア活動を希望する方と支援を必要とする方との調整を行うコーディネーター等の専門人材を確保し、あわせてセンター運営の円滑化を図ることで、継続的かつ安定的な活動支援体制を維持することを目的としています。

専門人材の確保と配置により、相談への適切な対応、活動の需給調整の円滑化、多様化する地域課題への対応力の向上、ボランティア活動の参加促進・継続支援などが図られ、地域における支え合いの基盤強化につながることを成果として見込んでいるためでございます。

次に、資料No.2の7ページ、事業No.21と、事業No.22についてです。

まず、No.21についての質問が、「かがやきポータルサイトの登録団体241団体の利用件数、利用団体数は。利用しにくいとの声も未だ聴きます。」

No.22についてですが、「市民協働強化ウィークの相談内容と成果は公表されますか。」というご質問でございます。

この2つのご質問には、市民活動推進課から回答させていただきます。

<市民活動推進課長>

まず、かがやきポータルサイトの件についてですが、「かがやきポータルサイト」は、市民活動団体の情報を一元的に集約・提供するインターネットサイトでございます。グレートインフォメーションネットワーク株式会社が運営している「大垣地域ポータルサイト」内で、団体紹介やイベント案内などの市民活動情報の提供を行っております。

令和7年度末の登録団体数は241団体で、各団体が登録するトップページ、基本情報、活動情報などの公開ページ数は795ページ、年間総アクセス数は37,075件、1か月あたりにしますと3,090件となっております。

利用者からサイトの改善要望などがあれば、運営事業者から当課へ情報提供をいただくこととなっておりますが、これまでにそういった情報はございません。

なお、登録メンバーへの情報提供やイベント等の連絡ができる「SNS機能」がございましたが、利用者数の減少により令和8年3月末で終了し、新たに令和8年4月からは団体のお知らせや回覧板、カレンダー機能をスマートフォンから簡単に確認できる「市民活動団体連絡サービス」を開始しました。より多くの団体に利用していただけるよう周知してまいります。

続きまして、市民協働強化ウィークについてのご質問ですが、市民活動団体の皆様が活動する中で、日頃の悩みや率直なご意見、ご提案、ご要望をお伺いするため、6月と11月の年2回、それぞれ2週間を期間といたしまして「市民協働強化ウィーク」を設けています。

相談内容や成果の公表はしておりませんが、コロナ禍において活動が停滞していた時期、また、コロナ禍が明けて再び活動を始めた時期には、今後の活動や市の助成金の活用についてなど多くのご相談をいただいております。しかし、その後は各団体の活動が順調に進んでいるためか、残念ながらこの「市民協働強化ウィーク」期間中におけるご相談はいただいております。

<社会福祉課長>

次に、資料No.2の6ページ、事業No.17についてです。

「ひとり暮らし高齢者等見守り事業の見守り電球の利用について、見守るのは誰を想定していますか。また、課題はありますか。」といった質問を、同じ項目で「広報等による周知には限界があるのではないか。民生委員さんをお願いすることはできないのか。」とご質問をいただいております。

こちらについては、高齢福祉課から回答させていただきます。

<高齢福祉課長>

IoT活用ひとり暮らし高齢者見守り事業は、在宅で暮らすひとり暮らし高齢者の方を、離れて暮らす家族の方が見守ることを支援するため、通信機能のある端末機を用いて、ひとり暮らし高齢者等の安否や生活状況等の確認を行う「見守りサービス」の利用に係る初期費用等を助成するものでございます。

見守りの対象者につきましては、市内のひとり暮らし高齢者等の安否や生活状況等の確認を行う家族を想定しております。見守りを行うご家族の居住地は市内外を問わず、遠方にお住まいの方も対象になります。

こちらの課題としましては、現在、チラシの配布や広報おおがき、ホームページへの掲載等で周知に努めておりますが、これらは主に市内向けの媒体であるため、市外や遠方にお住まいのご家族には情報が十分に届きにくい現状がございます。

そのため、対象となるご家族へ情報をお届けできるよう、より効果的な周知方法を検討しているところでございます。

また、民生委員の皆様には、高齢福祉課で作成している「高齢者在宅福祉サービス」をお配りし、周知・啓発にご協力いただいております。

今後も民生委員の皆様には引き続き周知・啓発にご協力いただくとともに、先ほど申しましたとおり、市外や遠方にお住まいのご家族に情報をお届けできるよう、より効果的な周知方法を検討しているところでございます。

<社会福祉課長>

事前シートによる、令和7年度事業実績についてのご意見・ご質問は以上でございます。

<委員長>

ただいまの質問の回答も含め、その他、ご質問等がございましたら発言をお願いいたします。

<委員>

No.23ですが、数値目標はあるのでしょうか。内容を充実するためにコーディネーターの方への人件費の支出が必要であるということは、数値的な不足があるということでしょうか。もし不足があるのであれば、それに対して十分な措置を講じていただければ目標が達成するのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

<社会福祉課長>

ボランティアコーディネーターの専門人材確保としての市から社会福祉協議会への人件費補助については、不足なくできております。

<委員>

No.22の市民協働強化ウィークについてですが、相談の中で現在どのような問題を抱えているのかですとか、どのようなことを市民活動で実現させたいのかという思いですとか、課題などが分かると思いますので、できればそれらを公表していただくとありがたいです。

<委員>

No.17ですけれども、民生委員さんにも周知いただいているというお話でした。一方で、遠方に住んでいる方へはうまく届いてないのではないかという点で、市のホームページにそのような項目のバナーなどはあるのでしょうか。もし一括して探す場所があればもう少し届きやすくなるのではないのでしょうか。

それから、No.127の障がい者住宅改修の促進について、特定の障がい者というのはどういった方を指していらっしゃるのでしょうか。

最後にNo.152ですが、参加者が昼の開催ということで減ったということであれば、夜の開催に戻すというようなことは検討されているのかお伺いしたいと思います。

< 高齢福祉課長 >

No.17になりますが、ホームページにつきましては、高齢福祉課のページの中で掲載しております。

< 委員 >

高齢福祉課のページまでではなく、トップページからスムーズにアクセスできる工夫はできないのかということです。遠方の方が探し出してたどり着くのは難しいため、もう少し分かりやすい方策があると良いのではないかとということで、意見させていただきます。

< 障がい福祉課長 >

住宅改修の対象となる障がいの方ですけれども、介護保険でも同じような制度がありますが、基本的には同じで居宅内で移動に支障をきたすような、例えば、手すりが必要だったり、段差を解消したりといったお体の不自由な方が日常生活を支障なく送れるようにするための制度でございます。そのような、主に身体の障がいのある方を対象としております。

< 社会福祉協議会事務局次長兼地域支援課長 >

手話講座につきましては、令和8年度は夜間に開催しており、昼の講座と夜の講座を年度ごとに交代で開催しております。今年度は19名の方にご参加いただいております。

< 委員 >

No.33、34でDV防止に関する啓発活動を男女共同参画推進室と社会福祉課それぞれで行われているのですが、それぞれの課の役割分担や連携は行われているのでしょうか。

それから、No.151で点訳や音訳講習会の参加者がやはり募集より少ないということですが、例えば29回や15回参加しなければ修了できないということもあると思いますし、点訳や音訳は難しいというイメージもあるかと思います。1回の入門講座的なものを開いて、そこに気楽にいろいろな方に参加していただいて、本講座の方に進めるような工夫ができると良いのではないかと思います。

<社会福祉課長（重層的支援担当）>

DV防止に関する啓発活動は、男女共同参画推進室と社会福祉課の共同で開催をさせていただいております。役割分担についてですが、男女共同参画推進室におかれましては、広く啓発を行う役割を担っています。社会福祉課につきましては、直接DVの被害を受けた方からの相談や一時保護を求められた場合などについて担当させていただいております。離婚などの相談につきましては、男女共同参画推進室に女性の相談専用の弁護士などがおりますので、同室で対応させていただいております。

<委員>

一つ目ですが、17ページの事業No.48にこども家庭センターと子育てなんでも相談の設置、地域子育て相談機関のことが書かれているのですが、この相談件数はすべてを合わせた件数なのかを知りたいです。

二つ目ですが、21ページのNo.58ですが、利用者支援事業が令和7年度の段階では確かに交流サロン内の1か所でしたが、異なる型で何か所か増えたところがあるので、この書き方だとどのように実施しているのかが事業に関わっていない人からは理解しづらいと思います。また、この相談件数もどこの件数を指してこのような表記になっているのかわかりにくいと思ったので、教えていただければと思います。

<キッズピアおおがき子育て支援センター所長兼児童館長>

まず、事業No.48の549件については、子育てなんでも相談のみの数字となっております。

事業No.58の拠点の種別ですけれども、令和8年度は拠点数、相談件数といったところを計画に盛り込んでおります。令和7年度の実績の方には拠点の種別を入れておりますが、計画の方にはその違いについては盛り込んでいなかったという状況になっております。相談件数については全か所を足した数字となっているかと思えます。

<委員>

令和7年度事業実績は1か所で相談件数840件と読むのかと思ったのですが、その上に「直営4か所、委託4か所」と記載があるため、見たときにわかりやすく記されているとありがたいと思います。

<委員長>

現在の表記ですと誤解が生じる恐れがあるので、今後、表記の仕方についてご検討をお願いします。

<委員>

12ページのNo.33、34にDV防止についての啓発に関わる内容を出していただきました。社会福祉課からは、被害者の方への対応があるのかと思いますが、被害者だけではなくて、加害者への指導や教育など、加害者への対応についてはお考えかお聞きしたいと思います。

<社会福祉課長（重層的支援担当）>

主に加害者への助言や指導につきましては、警察と協力をさせていただき、警察の方が現場に立ち会われるなどして助言をされることがあります。

社会福祉課としましては、まずは安全な場所へ一時保護するような形で、対象者の方の身を守ること、安全を第一に考えております。あと、その後の生活の成り立ちとして、どのようにしたら自立した生活を送ることができるかというような部分で支援をさせていただいております。

<委員長>

他にご意見等はないようですので、議事(1)につきましては、これをもって終了し、次に移ります。

議事(2)「大垣市第五次地域福祉計画 令和8年度事業計画」について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

<事務局>

（資料に基づき説明）

<委員長>

議事(2)につきましても、事前に質問・意見シートをいただいておりますので、先ほど同様に質問・意見のご紹介とその回答をいただいた後、皆様からご質問・ご意見をいただくという流

れで進めたいと思います。では、事務局よりご紹介をお願いします。

<社会福祉課長>

令和8年度事業計画についてのご質問について、担当課から順に回答させていただきます。

まず、資料No.2の3ページ、事業No.7についてでございます。

「利用件数は増やすことを目標とするべきですが、利用者数350,000人と減少となる要因は。減少すれば地区センターの指定管理料の減額にならないでしょうか。」というご質問でございます。

このご質問には、まちづくり推進課から回答させていただきます。

<まちづくり推進課長>

いただいたご質問の目標設定の考え方と、指定管理料への影響について回答いたします。

はじめに、目標値の設定についてですが、令和8年度事業計画の利用者数350,000人は、前年度の計画値から増やすことなく、同数の目標値を設定させていただきました。

令和7年度の実績が392,550人と計画を大きく上回る結果となりましたが、据え置いた要因といたしましては、地区センターの指定管理者への聞き取りでは、利用団体の高齢化に伴う団体の解散や会員の減少が報告されていることから、継続して安定的に達成可能な基準として、過去数年間の平均的な利用状況等を踏まえて設定いたしました。

市といたしましても、委員のご指摘のとおり利用件数を増やしていくことは重要であると認識しておりますので、引き続き指定管理者と連携して、地域住民の皆様がより活動しやすい形をとれるよう努めてまいりたいと存じます。

続きまして、指定管理料の減額についてですが、指定管理料につきましては、単に利用者数に比例して増減するものではなく、令和6年から10年の5か年で委託料は同額で固定されておりますので、利用者数の増減が直ちに指定管理料の減額に結びつくものではないということでご理解いただきたいと思います。

<社会福祉課長>

次に、資料No.2の45ページ、事業No.126についてです。

「災害ボランティアセンター設置はどのような状況ですか。訓練が1回では少ないのではないのでしょうか。No.123に関連しますが、防災リーダーを各自治会に派遣し、積極的に指導してほしい。」というご質問でございます。

このご質問には、大垣市社会福祉協議会、危機管理課から回答させていただきます。

<社会福祉協議会事務局次長兼地域支援課長>

社協では、大垣市と協定を締結しており、災害が発生した場合には、行政や関係機関と連携して災害ボランティアセンターを設置・運営しております。センターの主な役割は、被災者からの支援ニーズを受け付け、ボランティアへつなぐことです。例えば、「家具を外へ運び出してほしい」「家の中の泥をかき出してほしい」といったニーズに対して現地調査を行い、作業内容等を確認した上で、活動可能なボランティアを派遣するものでございます。

令和8年度のセンターの設置訓練は1回の予定ですが、それまでに5回ほど座学の研修を実施し、センターの機能と役割や運営方法、関係機関との連携について段階的に理解を深めてまいります。設置訓練では、その知識を実践につなげる総合的な訓練としていきます。

研修の内容によっては、大垣市地区防災士連絡会、大垣市ボランティア連絡協議会の方や協定を締結している青年会議所、大垣西ロータリークラブ、ライオンズクラブ国際協会、行政の方にもご協力いただき、実施する予定でございます。

また、防災リーダーを各自治会に派遣し、積極的に指導してほしいということですが、社協では平成27年に「大垣市地区防災士連絡会」を設置しておりますが、これは各地区防災士会の代表者に協議員として出席いただき、年2回、情報交換や交流を行っているものでございます。社協は、本連絡会の事務局を担っており、各地区における活動が円滑に進められるよう、支援を行っております。

なお、防災リーダーの養成や派遣につきましては、危機管理課が担当しておりますので、危機管理課よりご回答します。

<危機管理課長>

地域の防災リーダーを養成し、地域でご活躍いただくために、市としては防災士養成講座を実施しております。講座では地域で活動いただけるようお願いをしており、防災士の資格を取得された方のうち、本人が希望される場合は、各地域の防災士会に情報を提供しております。

す。そうすることで、各地域の防災士会が本人に連絡を取って会に入っていただくような取組が、現在行われております。各地区では、防災訓練の企画から運営までお手伝いをさせていただいて各地域で活躍していただいております。

<社会福祉課長>

次に、資料No. 2 の11ページ、事業No.32についてです。

「認知症サポーター養成講座について、年間計画で講座予定は立てられていますか。大垣市の方ではキャラバン・メイトの養成講座をする予定はありますか。」というご質問でございます。

このご質問には、高齢福祉課から回答させていただきます。

<高齢福祉課長>

認知症サポーター養成講座は、市主催講座として年4回の開催を計画しております。そのほか、市民の方から出前講座として依頼を受けた場合につきましては、随時開催しております。講師は、県の研修を受講したキャラバン・メイトに登録された方で、市主催講座は2～3か月前から講師依頼をさせていただいております。出前講座については、その都度のご依頼となっており、調整をさせていただいております。

また、キャラバン・メイト養成講座でございますが、岐阜県主催による講座が毎年1回開催されており、県内の行政職員や地域包括支援センター職員、介護従事者等を対象として申込者を募集しておりますので、市を通して各事業所等へご案内し参加希望者を取りまとめ、申込みを行っております。県の養成講座を活用し研修の周知・登録を推進しておりますので、現在のところ、市として実施する予定はございません。

<社会福祉課長>

次に、資料No. 2 の44ページ、事業No.121についてです。

「防災士の養成講座が大変人気と聞いていますが、受講可能人数を今後増やしていく予定はありますか。」というご質問です。

このご質問には、危機管理課から回答させていただきます。

<危機管理課長>

防災リーダー養成講座につきましては、昨年度は1月から2月にかけて日曜日に3日間実施しました。合計で74人の方が受講されましたが、申込受付は2日間で定員に達し、住民の方の防災に対する関心の高さがうかがえたところでございます。

1回の受講人数は、救命講座を実施する関係で70人ほどが限界と考えております。ただ、受付にあたり、定員を増やしてほしいですとか、事業者の方などから平日に開催してほしいといったご意見もいただいております。市としてはもう1回開催できるかを現在、検討しているところでございます。

<社会福祉課長>

次に、資料No.2の50ページの事業No.142と、51ページの事業No.148両方に関連した質問になります。

「委員の引き受け手が難しい自治会もあると思いますが、現状の民生委員や福祉推進委員の引き受け手の課題や、委員の運営面での課題はありますか。」といった内容でございます。

このご質問には、社会福祉課から回答させていただきます。

民生委員や福祉推進委員の担い手の確保については、全国的にも課題となっており、本市においても、地域によっては引き受け手の確保が難しい状況にございます。

その要因としては、就労されている方の増加や働き方の多様化により、継続的な活動時間を確保しにくいこと、地域のつながりの変化により候補者の選出が難しくなっていることなどが考えられます。また、運営面においても、訪問活動や見守り、会議・研修への参加、報告事務などが委員の負担につながる場合があり、特に就労されている方にとっては活動しづらさの一因になっていると考えております。

このため、会議や研修の開催方法の見直し、業務の効率化、デジタル技術の活用などにより、負担軽減を進めていきたいと考えております。併せて、必要に応じて就労先の理解や協力が得られるよう働きかけるなど、活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

続きまして、資料No.2の18ページ、事業No.53-2についてでございます。

「メタバース空間という言葉は聞いたことがあるが、具体的にどう提供されているのか知

りたい。」というご質問でございます。

このご質問には、社会福祉課から回答させていただきます。

<社会福祉課長（重層的支援担当）>

本市では、孤独・孤立やひきこもりなどの課題を抱える方や、そのご家族への支援の一つとして、メタバース空間を活用した取組を行っています。メタバース空間とは、インターネット上の仮想空間のことで、利用者はアバターと呼ばれる自分の分身を使って参加します。

本市では、この空間を安心して社会とつながることができる居場所として活用しています。具体的には、当事者やご家族を対象に、クイズや座談会などを行う交流日を月2回開催しています。参加方法は人それぞれで、支援者は音声で参加しますが、利用者の皆様は主にチャットやアバターのリアクション機能を使い、無理のない方法で交流しています。

また、このメタバース空間を使った個別相談も行っています。対面で相談することが難しい方にとっては、アバターを使うことで気持ちの負担がやわらぎ、対面では話しにくい悩みも相談しやすくなると考えています。さらに、交流日に何回か参加した後、個別相談につながるケースもあります。

このことから、まずは交流の場で空間に慣れていただくことで安心感が生まれ、次の支援につながっていると考えています。

今後も、本市としましては、社会とのつながりを取り戻すきっかけや、相談支援への入口として、利用される方がそれぞれのペースで安心して参加できる環境づくりを進めながら、支援の一つとして活用を続けていきたいと考えております。

<社会福祉課長>

次に、事前シートでは「その他」に記載がありましたが、令和8年度事業計画に関連しておりますので、こちらで回答させていただきます。

「新規事業の区分が分かりにくいです」という内容でございます。

このご質問には、社会福祉課から回答させていただきます。

令和8年度事業計画につきましては、今年度より、事業No.53-2、53-3の2事業を新たに計画に追加したものでございます。事業No.67につきましては、計画当初より個別事業として位置づけ

ておりましたが、今年度、事業内容を拡充し、一部新規で行うことから新規事業等として記載しております。

新規事業につきましては、施策体系上に位置づける必要があるため、事業No.に枝番を付して追加しております。

次回以降、資料の作り方につきまして工夫して参りたく存じます。

事前にシートによる、令和8年度事業計画についてのご質問は以上です。

<委員長>

ありがとうございました。

では、シートを提出された委員からの追加の質問・意見も含めて、ご発言のある方はお願いします。

<委員>

No.123、126の件でございますが、実際に地震が発生したときに、市の職員や社協の職員の方が各地区に派遣されるのは難しいです。そうすると、地域の住民の方が組織作りをして災害時に運営をできるかどうか重要です。災害ボランティアセンターだけではなく、あらゆる場面で住民の強い力が必要になると思います。市として、地震がいつ発生しても大丈夫だと自信を持って言っていただけないと、住民は不安に感じると存じます。

これについては、何度か訓練して知見・経験を蓄えて、いつ起こるかわからない災害に備えていただきたいと思います。命に関わることでございますので、ぜひとも強く進めていただきたいと思います。

それから、地域によって地域間格差があってはまずいですから、どの地域も災害時に同じサービスを受けられるような想定をして捉えていただきたいと思います。

<危機管理課長>

委員のご指摘のとおり、実際の災害の際、市や社協の職員が現地に行けるかという、おそらく全て対応することは難しいと思います。ですので、住民皆さんで頑張ってくださいというお話を出前講座の際にもしています。ですので、自助・共助、まず自分で生き延びること、生

き延びたら地域で協力すること、この二つが大事だと思っています。そのために避難所の運営・設営に係る訓練などを各地域の自治会、防災士と一緒に連日行っているところです。

大丈夫だとは言いつらいですが、数をこなして、みんなで協力してできる体制を整えていくことが大事だと思っています。

また、災害時、大垣市としても災害対策本部を設置いたします。設置の訓練も年に数回行っております。いろいろな状況を想定した訓練を行っておりますので、その中で、職員も地域も動ける体制を取れるように継続して行っていきたいと思っております。

<委員長>

災害時に関わったことについて補足します。先日、地震が発生した熊本県では、かなりの方たちが避難所に避難しており、避難所がとても混乱しているという情報がすでに入ってきています。その理由のひとつですが、基本的に避難所の運営は被災住民がなされ、市の職員の方は連絡員という形で常駐することが難しいのが現実のところなんです。そのため、避難所運営スキルを住民が身につけないと難しいという現実がございます。このことを10年前に地震を経験した熊本が同じ経験をしているということが、情報として入ってきております。

一人ひとりの市民が積極的に地域の防災訓練に参加できるように、啓発活動と参加しやすい訓練の企画・実施、各訓練のリアリティを持った中身を重ねていき、さらに充実した方法で取り組むのが大事だろうと感じたところです。

<委員>

やはり災害ボランティアを社会人に求めるのは難しい状況になっていますので、高校生・中学生に組織のリーダーまでいかなくても、グループ単位で動いていただくことができれば、もう少し円滑にいくのではないかと、しっかりとした教育をしていただければということのひとつの方法として考えていただきたいと思います。

もう一点ですが、避難場所における冷暖房の整備や、トイレの充足率はいかがでしょうか。

<危機管理課長>

まず、避難所の空調ですが、現在、大垣市では小中学校を主な避難所としております。体育館にエアコンは順次、設置しており、令和10年度に全ての小中学校に設置される予定です。避

難所に避難していただくにあたり、空調があるかどうかは非常に重要な点だと思っておりますので、市としては計画的に進めているところでございます。

トイレにつきましては、現在のところ、市が想定する避難者数におけるスフィア基準は満たしておりますが、まだ準備をしていく必要があると思っております。

<委員>

先ほどご質問があったと思いますが、No.53-2について、メタバース空間は、ひきこもりの本人のみが対象となるのでしょうか。それとも家族の方も含めて居場所づくりや相談の対象となるのでしょうか。

それから、先ほど利用者の方はチャットやリアクションで反応や質問をするということでしたが、チャットだけでは詳細な相談ができない場合があるかと思います。そのような場合、音声や個別ルームを利用した形での相談等も考えているのでしょうか。

関連して、No.53-3について、今年度からひきこもり支援ステーションを開設されたということで、大垣市が大変ひきこもり支援に力を入れていらっしゃるということが分かります。今までひきこもりの相談窓口が社会福祉課や障がい福祉課、社協などに分かれていたと思います。ひきこもり支援ステーションが開設されたことで、相談窓口は一本化されるのでしょうか。それとも今までどおり窓口は各部署に分かれて行われるのでしょうか。

<社会福祉課長（重層的支援担当）>

まず、メタバース空間についてですが、孤独・孤立を感じている方、もしくはひきこもりのご本人やご家族どなたでも参加できる旨を案内をさせていただいております。ですので、例えば、仕事に行っていても孤独を感じている方などがいらっしゃると思うので、本人の思いで参加させていただいております。

利用される方の参加方法につきましては、本人のご希望に応じております。現時点では声を出された方はどなたもいらっしゃらず、チャットやリアクションでの反応になります。

相談日につきましては、交流日とは別で相談しやすい環境を設けており、その方だけのお時間をとらせていただいております。こちらにつきましても、本人へチャットと音声のどちらが良いかを最初に確認し、相談をさせていただいております。支援者側も音声だと緊張するという方がいらっしゃったので、その場合、支援者側もチャットでやり取りをさせていただいてお

ります。おっしゃるとおり、決められた時間の中でチャットでやり取りをすると、お話できる情報量が少ないのですが、これにつきましては何回か利用していただいておりますので、少しずつお話を聞きながら、お声を出していただいたり、対面での相談ができたりすると良いなど長いスパンで考えております。

ひきこもり支援ステーションにつきましてですが、こちらは令和元年からプロジェクトチームを作り、障がい福祉課が担当させていただいております。今回は専従のひきこもり支援相談員を配置することができましたので、事業化させていただくとともに、社会福祉課の方で担当させていただいております。

今までどおりいろいろな所属の方にご参画をいただきながら、相談日の開催や、新たな取組として家族会の開催といったものを実施する予定でございます。

<委員>

No.67ですが、「参加する場の創出」とありますが、これだけだとイメージが湧かないので、こういった意味での参加する場の創出なのか、もう少し詳しく教えていただきたいです。

<社会福祉課長（保護担当）>

地域づくり事業についてご説明させていただきます。まず、社会的・経済的要因により福祉的課題のある方や制度のはざまにある方が社会的に孤立しやすい傾向にございます。こうした社会的に孤立状態にある方が地域とのつながりを実感して、地域の住民の皆様と相互に支え合って交流していき、支える・支えられるという形ではなく、ともに地域とのつながりを強めていくことを目指していくものでございます。

具体的には高齢の方、障がいのある方、ひとり親の方、ひきこもりの方、生活保護受給者の方など、属性を問わないさまざまな方が対象と考えております。

今年度、手掛けていることですが、部局もしくは団体、機関の方々と横断的に事業を展開していくために、まずは地域の方々のニーズを吸い上げるため、アンケート調査や地域住民の方へのヒアリングを展開し、こういったものを求められているかを分析したいと考えているところでございます。

<委員>

今年度、参加する場の創出とあるのですが、ただいまご説明いただいた内容を踏まえて、そのような方が参加できるような場をこれから創るということでしょうか。

<社会福祉課長（保護担当）>

今年度は、まずは包括的な地域づくりのために、大学と連携し、さまざまな科学的な根拠を用いて、市民の皆様が何を求めているかを吸い上げる作業をさせていただいております。

<委員長>

生活困窮者について前提の説明があった方が、なじみのない方たちには伝わりやすいかと思います。

<社会福祉課長（保護担当）>

生活困窮者とは、狭い意味ですと経済的な困窮とうたわれていますが、広い意味ですと、属性を問わない分野で、生活の中で困りごとがあると思われる方を生活困窮者と捉えて国は政策を展開しております。そうした属性をまたぐ、もしくは属性を問わない方々と、そうでない方々の垣根を越えてつながりを求めていくことが、この事業の展開する目的でございます。

<委員長>

ご説明いただいたように、生活困窮者は明確な定義があるわけではございません。ですので、福祉と考えると障がいをお持ちの方、高齢で介護が必要な方、ひとり親の方というように枠にあてはめて捉えがちですが、それだけでは解決できない生活課題も発生していて、その方の生活に支障をきたしております。そうすると、先ほど説明があったように属性を問わない、言い方を変えると、障がい分野や高齢介護分野などに当てはめない、あるいは当てはめることそのものがそぐわない状態の方たちを、生活困窮者とみなして、まずはキャッチしていき、必要な支援に結びつけていくといったところを、大垣市としては、科学的なエビデンスに基づき吸い上げて、施策展開の材料とするというところで、現在は、その第一歩を踏み出した段階であると解釈をさせていただきました。

<委員>

先ほどの質問に補足して、先ほどご回答いただきましたように、ひきこもり支援の担当がこれまでの障がい福祉課から社会福祉課へ変わったということですが、ホームページには相談窓口として今も複数が載っていると思います。それらの窓口は、ひきこもり支援ステーションとして社会福祉課に移行されますか。

<社会福祉課長（重層的支援担当）>

ひきこもり支援ステーションは社会福祉課で担当しておりますが、従前どおり、相談窓口としては社会福祉課に限らず、複数の窓口で相談を受け止められる体制になっております。また、毎月、定例の会議なども行っておりますので、情報等の共有を行っております。

<委員>

ホームページの窓口を見ると、社会福祉課ですと経済面、障がい福祉課ですと障がいに関してといった形で書いてあると思いますが、経済的には特に困窮していないし、障がいがあるわけでもないといった形で、どこに相談してよいか迷う方もいらっしゃると思われます。そうすると、やはりひきこもり相談という形で一本化して、そこから各課へ振り分けたり、ひきこもりプロジェクトチームにつないだりとした方がスムーズに相談しやすいかと思いました。

<健康福祉部長>

先ほど委員長にまとめていただいた、「属性を問わない」という話ともつながっており、まさにひきこもりについては、これまで障がい福祉課が担当になっておりましたが、中には障がいがなく、本人にひきこもっているという認識がないまま孤立している場合もあり、どこからでも気づくことができるように、いろいろな課で支援につながるような仕組みが必要でございます。

ひきこもり支援を社会福祉課に移行した理由としましては、福祉を総合的に担当している課であることに加え、重層的支援を担う窓口として「よりそい支援グループ」を設置しており、そのよりそい支援グループで、これまでの縦割りを超えて、さまざまな不安や課題を抱える方を総合的に受け止めているためでございます。

<委員長>

ご意見・ご質問が尽きたようですので、議事の大垣市第五次地域福祉計画の事業実績及び事業計画について、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

<委員長>

以上をもちまして全ての議事が終了いたしました。委員の皆様には円滑に、かつ中身の濃いご意見・ご質問をいただきましてありがとうございます。

司会進行を事務局の方にお返しさせていただきます。

<社会福祉課長>

後藤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本日、頂戴いたしました貴重なご意見等は、第五次地域福祉計画の進行管理に活用させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「令和8年度 第1回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」を閉会とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

特記事項	
------	--